

堺市公報 第380号	令和7年9月12日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

○道路法に基づく市道路線の認定について

【建設局土木部路政課】 2

○道路法に基づく市道の区域決定及び供用開始について

【建設局土木部路政課】 4

○道路法に基づく自転車歩行者専用道路の指定について

【建設局土木部路政課】 6

<公告>

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について

【産業振興局産業戦略部地域産業課】 8

○令和7年度第2回堺市都市計画公聴会の開催について

【建築都市局都市計画部都市計画課】 9

○建築基準法第72条第1項の規定に基づく公開による意見の聴取の開催について

【建築都市局開発調整部建築安全課】 11

○堺市建築基準法施行条例第6条第2項の規定による私道の変更について

【建築都市局開発調整部建築安全課】 11

○都市計画法に基づく工事の完了について

【建築都市局開発調整部宅地安全課】 12

○都市計画法に基づく工事の完了について

【建築都市局開発調整部宅地安全課】 12

<上下水道局管理規程>

○堺市上下水道局契約規程等の一部を改正する規程

【上下水道局総務部理財・会計課】 13

告 示

堺市告示第351号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和7年9月12日

堺市長 永 藤 英 機

- | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|----------|---|----------|
| 1 | 整 | 理 | 番 | 号 | 別紙調書のとおり | | |
| 2 | 路 | 線 | 名 | | 別紙調書のとおり | | |
| 3 | 起 | 点 | 終 | 点 | 別紙調書のとおり | | |
| 4 | 重 | 要 | な | 経 | 過 | 地 | 別紙調書のとおり |

別紙

市道路線認定調書

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地	付 記
4746	遠里小野浅香山101号線	堺区遠里小野町1丁29番地先 堺区浅香山町3丁62番2地先		本市施行
4093	築港八幡101号線	堺区築港八幡町138番8地先 堺区築港八幡町102番2地先		〃
1293	常磐103号線	北区常磐町2丁86番地先 北区常磐町2丁100番1地先		〃
1294	常磐104号線	北区常磐町3丁229番地先 北区常磐町3丁14番地先		〃
1982	東山69号線	中区東山185番2地先 中区東山183番7地先		開発に伴う寄付
4745	大美野203号線	東区大美野39番17地先 東区大美野39番20地先		都市計画法第39条による 帰属
1889	南花田72号線	北区南花田町100番6地先 北区南花田町100番12地先		〃

~~~~~

## 堺市告示第352号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように決定して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和7年9月12日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 供用開始の区間 別紙調書のとおり
- 4 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

別紙

市道路線区域決定調書

| 整理<br>番号 | 路 線 名     | 起 点<br>終 点                       | 敷地の           |         | 備考 |
|----------|-----------|----------------------------------|---------------|---------|----|
|          |           |                                  | 幅員m           | 延長m     |    |
| ㏸093     | 築港八幡101号線 | 堺区築港八幡町138番8地先<br>堺区築港八幡町102番2地先 | 3.17<br>7.53  | 1002.00 |    |
| ㏸293     | 常磐103号線   | 北区常磐町2丁86番地先<br>北区常磐町2丁100番1地先   | 4.00<br>5.83  | 280.00  |    |
| ㏸294     | 常磐104号線   | 北区常磐町3丁229番地先<br>北区常磐町3丁14番73地先  | 5.00<br>14.36 | 270.00  |    |
| ㏸982     | 東山69号線    | 中区東山185番2地先<br>中区東山183番7地先       | 4.70          | 38.77   |    |
| ㏸745     | 大美野203号線  | 東区大美野39番17地先<br>東区大美野39番20地先     | 4.70          | 21.65   |    |
| ㏸889     | 南花田72号線   | 北区南花田町100番6地先<br>北区南花田町100番12地先  | 4.70          | 47.71   |    |

堺市告示第353号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定に基づき、自転車歩行者専用道路を次のように指定するので、同条第5項の規定により告示する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和7年9月12日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 路 線 名 別紙調書のとおり
- 2 指 定 す る 道 路 別紙調書のとおり
- 3 指 定 す る 期 日 告示の日

別紙

## 自転車歩行者専用道路の指定調書

| 整理<br>番号 | 路 線 名     | 起 点<br>終 点                       | 備考            |
|----------|-----------|----------------------------------|---------------|
| f093     | 築港八幡101号線 | 堺区築港八幡町138番8地先<br>堺区築港八幡町102番2地先 | 自転車歩行者専用道路の指定 |
| ト293     | 常磐103号線   | 北区常磐町2丁86番地先<br>北区常磐町2丁100番1地先   | 自転車歩行者専用道路の指定 |
| ト294     | 常磐104号線   | 北区常磐町3丁229番地先<br>北区常磐町3丁14番73地先  | 自転車歩行者専用道路の指定 |

## 公 告

## 堺市公告第596号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び北区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和7年9月12日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

そよら新金岡

堺市北区新金岡町四丁1番11号

## 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

イオンリテール株式会社

代表取締役 古澤 康之

千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1

## 3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 イオンリテール株式会社

代表者 代表取締役 井出 武美

所在地 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1

(変更後) 名 称 イオンリテール株式会社

代表者 代表取締役 古澤 康之

所在地 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

4 変更年月日

令和7年3月1日

5 届出年月日

令和7年8月22日

~~~~~

堺市公告第597号

南部大阪都市計画地区計画の決定の案の作成に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する予定であるので、堺市都市計画公聴会要綱（平成15年制定）第3条の規定により公告する。

なお、同要綱第4条の規定に基づく公述の申出がないときは、公聴会は、開催しないものとする。

令和7年9月12日

堺市長 永 藤 英 機

1 都市計画の原案の概要等

【案件 新金岡町2丁地区地区計画の決定について】

(1) 原案の名称

南部大阪都市計画地区計画の決定

(2) 原案の概要

名称	位置	面積
新金岡町2丁地区地区計画	堺市北区新金岡町2丁地内	約3.0ha

2 公聴会の開催を予定する日時及び場所

(1) 日時 令和7年10月16日（木）午後2時00分から

(2) 場所 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市役所本館3階 第1会議室

3 公述申出書に関する事項

(1) 公述申出手続

公聴会で意見を述べることを希望する者は、都市計画の原案の名称、住所、氏名、電話番号、意見の要旨等を記載した公述申出書を持参、郵送又は電子申請システムにより提出すること。

なお、公述人が意見を述べることができる時間は、都市計画の原案の数にかかわらず、1人30分以内とする。

(2) 提出先

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

所在地：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

電 話：072-228-8398

(3) 提出期限

令和7年9月30日（火）（必着）

4 傍聴に関する事項

(1) 傍聴手続

公聴会を傍聴しようとする者は、都市計画の原案の名称、住所、氏名、電話番号及び傍聴を希望する旨を記載して、はがき、電子メール又は電子申請システムにより申し出ること。（先着順）

(2) 申出先

ア はがきによる場合

郵送先：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

イ 電子メールによる場合 tokei@city.sakai.lg.jp

(3) 申出期限

令和7年9月30日（火）（必着）

(4) 傍聴者の定員

10人

5 都市計画の原案の概要等の掲示場所及び掲示期間

(1) 掲示場所

市政情報センター（堺市役所高層館3階）、各区役所市政情報コーナー及び都市計画課（堺市役所高層館16階）

(2) 掲示期間

令和7年9月12日から同月30日まで

堺市公告第598号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第1項の規定により公開による意見の聴取を行うため、次のとおり公告する。

令和7年9月12日

堺市長 永 藤 英 機

1 日 時	令和7年9月20日（土曜日） 午後7時から
2 場 所	晴美台1丁東自治会集会所 堺市南区晴美台1丁32-6
3 申請内容	建築基準法第70条第1項の規定による建築協定の認可について
4 建築協定名称	晴美台-A・D団地建築協定

堺市公告第599号

堺市建築基準法施行条例（平成12年条例第33号）第6条第1項の規定に基づき、私道の変更を承認したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年9月12日

堺市長 永 藤 英 機

区分	変更年月日	承認番号	地名	地番	幅員 (M)	延長 (M)
----	-------	------	----	----	-----------	-----------

変更	令和7年8月 29日	堺建安第ZF- 2号	中区大野芝町	286番1、286番 4、288番2及び 288番3の各一部	4.00	13.05
----	---------------	---------------	--------	--------------------------------------	------	-------

堺市公告第600号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年9月12日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市西区鳳西町二丁18番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府堺市西区鳳西町2丁283番地
池尻 昂広

堺市公告第601号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年9月12日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市堺区出島海岸通一丁107番1、107番20及び107番21

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市淀川区西宮原一丁目8番39号
サムティ株式会社
代表取締役 小川 靖展

上下水道局管理規程

堺市上下水道局契約規程等の一部を改正する規程を公布する。

令和7年9月12日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

堺市上下水道局管理規程第18号

堺市上下水道局契約規程等の一部を改正する規程

(堺市上下水道局契約規程の一部改正)

第1条 堺市上下水道局契約規程(昭和50年水道局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第3条中「規則第12条の2第1項中「施行令第167条の2第1項第3号又は第4号」とあるのは「地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「企業令」という。)」第21条の13第1項第3号又は第4号」を「規則第11条の2中「施行令第167条の2第1項第1号の規定により規則」とあるのは「地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「企業令」という。)」第21条の13第1項第1号の規定により管理規程」と、規則第12条の2第1項中「施行令第167条の2第1項第3号又は第4号」とあるのは「企業令第21条の13第1項第3号又は第4号」に、「規則第24条第3項第1号中「随意契約によることができる契約に関する規則(昭和57年規則第49号。以下「随意契約規則」という。)」とあるのは「随意契約によることができる契約に関する規程(平成16年上下水道局管理規程第22号。以下「随意契約規程」という。)」と、規則第28条第1項第1号中「随意契約規則」とあるのは「随意契約規程」と、同号」を「規則第28条第1項第1号」に改め、「規則第30条の2第5号中「随意契約規則」とあるのは「随意契約規程」と」を削る。

(堺市上下水道局決裁規程の一部改正)

第2条 堺市上下水道局決裁規程(昭和43年水道局管理規程第11号)の一部を次のよ

うに改正する。

別表第1項第15号中「第23号から第26号」を「第19号から第22号」に改め、同表第4項第11号中「第14号、第16号から第19号まで及び第22号」を「第15号、第17号から第20号まで及び第23号」に改め、同表第12項第8号中「第15号、第18号から第22号まで及び第26号」を「第13号、第16号から第20号まで及び第24号」に改め、同項第18号中「2, 500, 000円」を「4, 000, 000円」に、「1, 000, 000円」を「2, 000, 000円」に改め、同項第46号及び第47号中「、輕易な」を「輕易な」に改める。

(堺市上下水道局公共工事の前金払に関する規程の一部改正)

第3条 堺市上下水道局公共工事の前金払に関する規程(平成12年水道局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「2, 500, 000円」を「4, 000, 000円」に改め、同項第2号中「1, 000, 000円」を「2, 000, 000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(随意契約によることができる契約に関する規程の廃止)
- 2 随意契約によることができる契約に関する規程(平成16年上下水道局管理規程第22号)は、廃止する。

(適用区分)

- 3 この規程による改正後の各規程の規定は、施行日以後に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、施行日前に公告その他契約の申込みの誘引が行われた契約で施行日以後に締結されるものについては、なお従前の例による。

(随意契約によることができる契約に関する規程の廃止に伴う経過措置)

- 4 施行日前に公告その他契約の申込みの誘引が行われた契約で施行日以後に締結されるものに係る附則第2項の規定による廃止前の随意契約によることができる契約に関する規程第2条に規定する随意契約によることができる契約の種類及び額については、なお従前の例による。

(堺市上下水道局会計規程の一部改正)

- 5 堺市上下水道局会計規程(平成19年上下水道局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第120条第3項第2号を次のように改める。

(2) 堺市上下水道局契約規程(昭和50年水道局管理規程第7号)第3条の規定により準用する堺市契約規則(昭和50年規則第27号)第11条の2各号に掲げる契約の種類に応じて、それぞれ当該各号に定める予定価格の範囲内であるもの